様式１－２の別紙

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　大鰐町医療・福祉職子育て世帯移住支援事業及び青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、大鰐町及び青森県から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、大鰐町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱及び青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領に基づき、支援金の全額、半額又は４分の１相当の額を返還します。

(１)　全額の返還

　　ア　虚偽の申請等をした場合

　　イ　支援金の申請日から３年未満に県外に転出した場合

　　ウ　支援金の要件を満たす養成機関を卒業出来なかった場合

　　エ　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合

　　オ　その他大鰐町及び青森県が全額の返還が適当であると認めた場合

　(２)　半額の返還

　　ア　支援金の申請日から３年以上５年以内に県外に転出した場合

　　イ　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就職しなかった場合

　　ウ　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から１年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

　　エ　その他大鰐町及び青森県が半額の返還が適当であると認めた場合

　(３)　４分の１相当の額の返還

　　ア　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から１年以上３年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

　　イ　その他大鰐町及び青森県が４分の１相当の返還が適当であると認めた場合

３　２に該当しないことを証明するため、次の書類を、受給した年度の次の年度から毎年度、大鰐町に提出します。

　(１)　在学証明書(就業した場合は、就業証明書(様式２))

　　※　就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

　(２)　現住所が分かる書類(現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写し等)

４　２に該当した場合は、速やかに大鰐町に報告します。

【裏面へ続く】

大鰐町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱及び青森県

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　大鰐町及び青森県は、大鰐町医療・福祉職子育て世帯移住支援事業及び青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、大鰐町及び青森県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。